平成２５年（フ）第２３９号
岡山市北区関西町９番17号
債務者　高山　和久
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６７号
東京都町田市森野１丁目３番314号
債務者　長谷川清美
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月25日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８１３号
横浜市鶴見区矢向４丁目25番10号　レジデンス伊藤303
債務者　野中　文彦
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８２１号
横浜市西区西戸部町２丁目128番地　ハイム戸部102号
債務者　加藤　伸輔
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９号
北海道釧路郡釧路町中央７丁目12番地
債務者　木村　隆明
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２５３号
静岡市葵区川合２丁目24番51号エステートピアＫ１　202、旧住所静岡市葵区瀬名４丁目９番58号
債務者　池田　　歩
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月19日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９８２号
大阪府八尾市八尾木北１丁目33番地　レジデンス開成303号
債務者　木村　篤史
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２９４号
大阪市住吉区苅田９丁目13番６―205号
債務者　小宮　　翼
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３１４号
大阪市住之江区緑木１丁目２番31―605号
債務者　石井　　弘
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７７号
静岡県浜松市中区富塚町3830番地の３　青葉台コーポ304
債務者　木下かおり
1　決定年月日時　平成25年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第５１２１号
東京都板橋区加賀２丁目18―13　日興自動車交通株式会社
債務者　岩渕　良行
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３２１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南３丁目１―６―110Ｃ
債務者　高木　浩之
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３２６号
東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ケ谷694―７―302
債務者　新井　政男
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３６５号
東京都調布市緑ケ丘１丁目19―10―201
債務者　砂田小百合
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５３６６号
東京都東村山市青葉町２丁目30―５
債務者　山岸真由子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部